

議会だより



「いざ出陣夏祭り」山口信一氏



「思い出にスイッチオン！」臼田武史氏



「クライマックス」斎藤一弥氏

藤岡市観光フォト コンテスト入賞作品



「選手と応援団」飯島勝之氏



「白石稻荷山古墳の桜」武田幹春氏

定例会は、11月26日から12月9日までの14日間の会期で開催されました。三波川財産区管理会委員の選任についてなど22議案が提出されました。

◆26日|| 本会議 会期の決定。

市長提出議案21件を上程、

うち19議案を即決。

◆30日|| 総務常任委員会、

教務厚生常任委員会。

◆4日|| 本会議 一般質問。

◆9日|| 本会議 委員会付託議案
2件を可決。
追加議案1件を即決。

12月定例会の
あらまし

議案等審議結果<12月定例会>

番号	件名	結果
市長提出議案		
諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	異議なし(全員)
諮問第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	異議なし(全員)
第100号	三波川財産区管理会委員の選任について	同意(全員)
第101号	藤岡市合併振興基金条例の制定について(※詳細はP7の報告をご覧下さい。)	可決(全員)
第102号	藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	可決(全員)
第103号	藤岡市長等の諸給与条例の一部改正について	可決(全員)
第104号	藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について	可決(全員)
第105号	藤岡市国民健康保険税条例の一部改正について	可決(全員)
第106号	藤岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	可決(全員)
第107号	藤岡市感染症患者等の人権の擁護に関する条例の制定について(※詳細はP7の報告をご覧下さい。)	可決(全員)
第108号	藤岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可決(全員)
第109号	藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決(全員)
第110号	藤岡市栗須の郷の指定期間の変更について	可決(全員)
第111号	字の区域の変更について	可決(全員)
第112号	市道路線の廃止について	可決(全員)
第113号	市道路線の認定について	可決(全員)
第114号	令和2年度藤岡市一般会計補正予算(第7号)	可決(全員)
第115号	令和2年度藤岡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	可決(全員)
第116号	令和2年度藤岡市介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)	可決(全員)
第117号	令和2年度藤岡市三波川財産区特別会計補正予算(第1号)	可決(全員)
第118号	令和2年度藤岡市国民健康保険鬼石病院事業会計補正予算(第1号)	可決(全員)
第119号	令和2年度藤岡市一般会計補正予算(第8号)	可決(全員)
選任	議会運営委員会委員の補欠選任 岩崎 和則	選任

ふじおかほっとメールから議会の情報を発信します!

会議の日程などに関する情報を配信しています。ぜひご活用いただき、議会の傍聴にお越しください。

■ 登録を始める前に

- ご使用になる携帯電話で迷惑メール対策をされている場合は、次の2点についてご確認／設定をお願いいたします。
- ・「city.fujioka.gunma.jp」ドメインからのメール受信を許可する設定にしてください。
- ・URL付きメールの受信を許可する設定にしてください。

■ 登録はこちら

- ・パソコンで登録→<https://service.sugumail.com/fujioka/member/>から
- ・スマホなどで登録→右QRコードから



重層的支援体制 整備事業について

行政手続きの押印廃止 とデジタル化について

ます。

灌田行 隆

問 個人や家族が抱える問題は複雑化し、従来の縦割りの福祉制度では対応できません。そこでどんな相談も最初の窓口で受け止め、制度ごとではなく、課題を抱えている本人や家族を丸ごと支援する体制がこの「断らない相談支援」です。本市も積極的に取り組むべきだと思いますが、考えを伺います。

答 事業の実施に向けています。
問 この事業は、市役所内の各部署の連携が重要です。市長のリーダーシップで、コロナ禍にあっても誰一人置き去りにしないという姿勢を示すべくと思いますが、考えを伺います。

問 答 タル化を本格的に進める
考えです。本市でもデジタル化を進め、市民がコンビニやスマートフォン・パソコンから手続きできるようになりますが、取り組みについて伺います。

学校連絡も、デジタル化検討部会で、市民の利便性を高めるよう検討していきます。

アンケートや子どもの欠席・遅刻の連絡も可能と思いますが、考えを伺い

問 人口知能、いわゆるA-Iやビッグデータなどの先端技術を活用することで誰もが便利で暮らしやすい社会を目指すスマートシティ化が、国や多くの自治体で進められています。自治体の基幹的な業務、住基税、福祉などに、A-I・ICT技術を活用することで業務効率化や職員の負担軽減につなげたり、市民の利便性の向上を図ることが可能です。A-Iを活用していける自治体は、窓口の混雑緩和

A-Iの活用について

内田
裕美子

答 本市でも押印を求めている書類が、2500件以上あります。条例や規則を改正し、押印廃止を目指していきます。



答 今後、学校連絡メールを有効活用し、可能なところから学校連絡のデジタル化を進めていきたいと考えています。

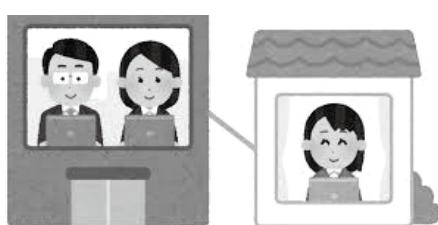
答 事業所の協力や運送業者との調整を行い、市としてできることを検討していきます。

しと業祭

移住支援について

答　国が実施した地方自治体におけるA-Iの実証実験、導入状況等調査結果から、市町村では福祉分野での活用が比較的多くあります。本市でもこうした分野での活用を調査研究していきます。

問 高齢化、人口減少に
対応するためには移住支援は重要となります。新型コロナウイルスの影響で人口の過密な大都市圏を中心に、地方移住への関心が高まっており、都心で働く方に移住してもらい、テレワーカー支援をしていく自治体が増えています。本市としても、県外企業の従業員や個人事業者を対象に、テレワーク支援を行う考えがあります。



市役所庁舎について

茂木
光雄

問 新市庁舎建て替え構想について伺います。。

り基金残高は約5億円となっています。富岡市、安中市、渋川市等の新市庁舎建設では50億円前後の巨額な予算が投下されており、これらを見たとき、市民生活の向上、衛生的な社会環境をつくるための整備に真正面から取り組んでいくことを決めました。具體的には中央浄水場や偕同苑の整備、旧公立藤岡総合病院の跡地利用、また福祉、教育環境整備に全力投球することで市民生活を守っていきます。

新火葬場建設事業

問 場所及び規模等について伺います。

止することなく進めていきたいと考えています。

デジタル化推進による
公衆無線 LAN (Wi-Fi) の整備について

岩崎
和則

問 原地区日野地区28局及び坂
原地区56局の光ファイバ
ーの完備予定について伺
います。

答 令和3年度末には整備を完了し、直ちにサービスを開始する予定で進めていきます。

問 各公共施設はじめ
庁舎内の議場、委員会室
各会議室等の整備の拡充

と、今後の整備計画、市の方針について伺います。

と考えています

答 公共施設の整備としては、各地区公民館については、大規模改修と共に整備を進めていくことの協議を行っています。また、避難所となつてゐる各小・中学校の体育館は、GIGAスクール環境の整備の中で、体育館にアクセスポイントを設置する予定です。

府舎内の議場、委員会室、会議室等については、検討を行い、それぞれ整備を進めていきたいと考えています。

問
取り組みとして、各主要観光施設においても、公衆無線LANの重要性が増していますが、整備状況及び今後の整備計画について伺います。

答 市民満足度につながる利用頻度の高い施設インバウンドを期待する観光拠点施設、災害時に利用する施設への整備について、今後デジタル化ビジョンの中で位置付けを決め、整備したいと考えています。

ICTを活用した通信環境整備の取り組みについては、特に防災対策観光振興等において、無線LANアクセスポイントの設置が重要になると考えます。市内主要地点への整備を、商工会議所JR、民間事業所等の関係団体と協議し、導入検討へ動き出すべきと思いますが、考えを伺います



公有地の現状及び 取得について

橋本
新一

問 市有財産遊休地の利活用に、どのような方策を講じて いるか伺います。

問 古桜町広場約2470平方メートルについては、緑町線事業代替地とし、33平方メートルを利活用した以外、いまだに方向性が固まつていながら、この土地を活用することに法的な制約があるのか伺います。



た土地です。都市整備の観点から、具体的に利用目的を有する場合に適用され、市街地活性化に寄与するイベント広場や雨水排水対策に必要な事業用地として取得しました。土地利用の制限については、買い取られた日から起算して10年経過した土地であり、目的とした事業の廃止または変更、その他の事由によつて将来にわたり利用される見込みがないと認められるものは、都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画に記載することにより、当初の目的以外の用途に活用することが可能となります。

したがつて、公有地の拡大の推進に関する法律による最終取得は平成24年5月のため、現時点まで10年の経過はしていません。

積約この事業は、開発面令和2年度の地権者説明会に始まり、令和8年度に分譲開始予定となつてあります。問題は美土里小学校や一般住宅に隣接して造る計画になつていて、ことであり、児童が通うる小学校のすぐ隣に工業団地を造るという例を知りません。教育環境にも生じさせん。教育環境にも優れた地域になぜ工業団地を造ろうと

西部工業団地（第3期）造成事業について

問 新火葬場建替え用地
8932平方メートルの内、借地3110平方メートルを購入する計画で
あるが、遊休公有地活用という観点から、旧南中学校跡地へ移転する選択肢はないか伺います。

問 地元の皆さんの中、生活環境や教育環境に及ぼす影響については、十分配慮する必要があります。

本市では工業団地は事実上、市街化調整区域に造成らざるを得ませんが、藤岡市都市計画区域の約84%を市街化調整区域が占めており、場所は十分あります。

行政は穏やかで豊かな



答 工業団地の造成は、市内の産業振興、雇用機会の拡大、地域経済の発展及び自主財源の確保を図ることが目的です。造成後は、工業団地開発により周辺環境の変化が伴いますが、緑地整備による周辺環境の向上や道路新設による利便性の向上が図られると考えます。

また、新たに立地していく企業については、国内でも高いレベルの環境基準に対応し、公害防止などの対策がしつかりと取られているため、健康や生活環境への不安はないと考えます。

答 藤岡市都市計画マスター・プランの中で位置づけられている複数の工業団地候補地の中から、序内で検討し、県都市計画部門と具体的な協議を行い、開発の可能性について検討した結果、西部工業団地（第3期）を選定しました。

保育制度について

中澤
秀平

問 新型コロナウイルス感染症の影響によって、保育施設が閉鎖した際の代替保育体制の方針や計画について伺います。

対象外となつています。
引き続き保育施設の、
その役割については期待
されるものと思いますが、
市独自の保育分野への慰
労金支給について伺いま
す。

答 現時点では実施していませんが、藤岡市保育園長会から要望が寄せられていますので、研究していくたいと考えています。

答 保育所等で臨時休園等の措置を行う場合、必要な保育が継続できるよう、業務を継続している施設に対し代替保育を要請する体制は、現時点ではできていません。

今後は、公立保育園で代替するなど、私立保育園も含めた調整を図つていきたいと考えます。

保育園長会からも加配の問題で数年お話をいただいています。高崎市、伊勢崎市、太田市との格差の問題も承知しています。

それらを含めて、そういった方々の現況をしつかり把握すると同時に、気持ちを寄せてしつかりと研究をしていきたいと思っています。

した。そのことは胸に刻みながら今日まで、本当にありがとうございました。医療関係の従事者をはじめ、保育、教育、高齢者福祉、様々な感染予防対策の事業に当たる方々には、自らの命と危険との隣り合わせで、社会を支えていただき、感謝の気持ちでいっぱい

この議会だよりに掲載してある一般質問は、要約しております。
詳しくは、藤岡市議会のホームページや市役所相談室、図書館
で会議録（12月下旬公開予定）をご覧ください。

●藤岡市議会ホームページ▶<http://fujioka.gijiroku.com/>



市議会を傍聴しませんか？

議会は、3・6・9・12月の定例会と隨時に開催する臨時会があります。
◎本会議の傍聴

■ 3月定例会（予定）

※議事の都合により変更となる場合があります。

月 日	時 間	摘要
2月25日(木)	10:00	本会議
2月26日(金)	10:00	本会議
3月 2日(火)	10:00	常任委員会
3月 3日(水)	10:00	常任委員会
3月 5日(金)	10:00	一般質問
3月 8日(月)	10:00	一般質問
3月10日(水)	10:00	予算特別委員会
3月11日(木)	10:00	予算特別委員会
3月16日(火)	10:00	本会議

本会議は、一般の方に公開されており、いつでも傍聴することができます。事前の予約は必要ありません。

傍聴を希望する本会議の当日に、傍聴人受付（市役所2階議会事務局前）で、受付簿に住所、氏名、健康チェック表等の記入と、非接触型体温計での体温測定をしてから入場します。（※座席間隔を空けるため、人数制限をさせていただいております※）

傍聴される方に議案集の貸し出しも行っています。

◎委員会の傍聴

委員会も本会議と同様の手続きで傍聴することができます。
傍聴を希望する委員会当日に議会事務局までお越しください。
日程については、市議会事務局にお問い合わせください。

また、藤岡市ホームページの「藤岡市議会」→「議会の情報：会議のお知らせ」にも開催予定日を掲載しています。

- 問い合わせ▶市議会事務局☎ 40-2377●

総務常任委員会

11月30日に開催され、議案1件の審査を行い、原案のとおり可決すべきものと決しました。

「藤岡市合併振興基金条例の制定について」

〔制定理由〕

藤岡市新市建設計画に位置付けられた、地域振興等を目的とするソフト事業の実施に必要な財源に充てる基金を創設するため、地方自治法第241条第1項及び、市町村の合併に関する法律第11条の2第1項第3号の規定に基づき、必要な事項を定め、基金設置の目的、積立額、基金の管理方法及び運用収益の繰入や処分などを規定するものです。

■主な質疑■

この合併振興基金は、どのような基金なのか、またどのように事業に活用していくのか伺います。

答 合併後の市町村が、地域住民の連携の強化、又は合併関係市町村の区域における地域振興等のために設ける基金です。基金の規模は15億3570万円で、その積立金の財源は合併特例債で14億5890万円、一般財源

で7680万円です。

現時点では、具体的に活用する事業は決まっていませんが、交通安全対策や子育て支援、介護予防、学校施設ネットワーク整備、中心市街地活性化事業など、基金を活用できる事業は多岐にわたります。

この時期に創設することについた理由と、公債費や経常収支比率への影響について伺います。

〔答〕

全体的に公債費が減少しており、新たに合併特例債を起こして償還しても、財政運営に支障が生じないためです。公債費は、平成28年度の約34億円をピークに減少し、令和4年度から令和8年度にかけて、20億円前後で推移していく見込みです。この間に毎年度約2億9300万円を償還していきます。全体の公債費が減少しているため、公債費にかかる経常収支比率は上昇しないと推定しており、令和元年度の97・8%が94%、96%で推移する見込みです。

〔総務常任委員会〕

委員長 姪田川田
委員 青木西
委員 茂岩
委員 長澤田
委員 関田
委員 長行
委員 俊子一隆

教務厚生常任委員会

11月30日に開催され、議案1件の審査を行い、原案のとおり可決すべきものと決しました。

「藤岡市感染症患者等の人権の擁護に関する条例の制定について」

〔制定理由〕

新型コロナウイルス感染症をはじめとする、住民生活や社会生活に重大な影響を及ぼす感染症について、市、市民及び事業者の責務を定め、人権侵害を未然に防止し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。市としては、感染症に関する知識の普及啓発及び情報の発信並びに人権意識の高揚に努めます。

市民としては、感染症に関する知識を持ち、感染症に感染した患者やその家族などへの人権を侵害することのないよう配慮します。事業者としては、事業を行う場所で感染防止に必要な注意喚起及び感染防止対策を講じるよう努め、事業所内などで感染症に感染した患者やその家族及び関係者などへ配慮します。

問 本市は平成11年2月に、人権

尊重都市を宣言しています。なぜ、今になつて人権擁護に対する条例を制定するのか伺います。

答 現在、新型コロナウイルス感染症が住民生活や社会生活に重大な影響を及ぼしており、全国的に感染症への不安や恐怖心から様々な問題が生じています。その中には、患者や家族などへの人権を侵害する事案もあり、被害を受けた方の中には治癒した後も地域や職場などで生活に支障が出た方もいたようです。このような人権問題を、本市では起こしてはいけないという思いから、この条例を制定します。

問 感染症患者等への支援といふことでも、積極的に進めていくべきと思うが、その考えはあるか伺います。

相談窓口を設けて、人権侵害に遭われた方の要望等を聞き、内容により他の機関へ相談の方向付けを行うなど、その方にとつて一番よい方法で対処したいと考えています。

〔教務厚生常任委員会〕

委員長 吉田
委員 中澤田
委員 大久保
委員 村井
委員 協裕達
委員 秀美哉
委員 之志城平子哉

特別委員會審查報告

寒山拾得像等に関する

調査特別委員会

■特別委員会設置の経緯■

令和2年9月1日の本会議において、議案第82号令和2年度藤岡市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案が提出されました。

務があるため調査が必要とのことから、寒山拾得像等に関する調査特別委員会の設置を求める動議が提出され、賛成多数で可決されました。

■特別委員会の開催■

【第1回】令和2年9月1日 正副委員長の互選。

補正予算案では、旧鬼石総合支所等に保管されている寒山拾得像等美術品の所有権確認に係る訴訟委託料139万2000円が計上されましたが、この訴訟委託料を減額すべく修正案が提出され、賛成多数で可決されました。

修正の理由として 平成11年
1月1日の藤岡市と鬼石町の合併時、この美術品は鬼石町の財産ではなかつたこと、また美術品の誘致に関する契約書や覚書等がなく誘致の経緯も不明でありますことから、本予算の執行に疑問を感じたことが上げられました。

さらに、所有権確認に係る訴訟委託をすることが最善の方法なのか、また、全てを明らかにして市民に説明責任を果たす義

〔第2回〕 令和2年9月10日
執行部に寒山拾得像等に関する資料の提出を求めるなどを決定。旧鬼石総合支所に保管されている寒山拾得像の現状を確認する。

【第4回】令和2年11月10日
旧美原小学校に保管されてい
る美術品等及び桜山公園内の展
示施設建設予定地だつた場所の
現地調査及び審査。

■ 第3回及び第4回特別委員会 での主な質疑 ■

問 今までの経緯を時系列で説明していただきたい。

答 昭和63年8月、旧鬼石町が相手方に県立桜山公園への寒山拾得像等美術品の誘致を申し入

平成3年6月、相手方に美術品の引き取りを要請する内容証明郵便を送付する。同月、相手方から4億円の損害賠償を請求

する内容証明郵便を受領する。



旧鬼石総合支所に保管されている寒山像

平成3年12月、旧鬼石町が動産撤去等の訴えを提起するが、裁判所に不備を指摘される。

平成4年1月、旧鬼石町において、寒山拾得像等美術品の誘致が不調になつた原因の真相究明のため、寒山拾得に関する特別委員会の設置が可決される。

平成4年6月 寒山拾得に関する特別委員会として「町と議会は車の両輪の関係が望ましく、この度の事件の経験を無にすることなく、町民の利益を守り町政健全発展のために共に尽力すべきである」との調査結果が報告される。

平成10年6月、旧鬼石町が相手方に美術品の自主占有をする旨の内容証明郵便を送付。平成30年7月、自主占有通告から20年経過したため、相手方に取得時効援用通知を送付。

平成31年4月、相手方死去。

相手方相続人が相続放棄したた
く、原則として二号義の二倍

め
顧問弁護士と協議した結果
相続財産管理人制度により、所
有権確認の提訴を起こす方向と
なり、現在に至っている。

問 美術品は、旧鬼石町が場所を貸して預かっていただけであるのに、なぜ取得しようと考えたのか伺います。

特別委員会審査報告

答

相手方は桜山公園に展示施設をつくり、美術品を展示する考えでいました。しかし、建築に際し旧鬼石町と相手方との主張に食い違いが生じ、工事が止まってしまいました。そのため、町は美術品等を撤去するよう要求しましたが、応じてもらえないかったため、自主占有を開始しました。

伺います。

答 顧問弁護士によると、合併が一般に包括承継という性質から、旧鬼石町と所有者との間の契約についても藤岡市に承継されるため、引き継ぐ必要があるものと思われます。

問 美術品が藤岡市のものになつた場合、弁護士委託費用や処分費用など、合計でどのくらいを想定しているか伺います。

答 相続財産管理人の選任手続きに伴う費用が139万円、処分費及び運搬費等で約277万円を想定しています。

問 なぜ旧鬼石町は相手方と契約書や覚書を交わさなかつたのか伺います。

答 当時の事務手続き等は本来あつてはならないものだと考えますが、書類を交わさなかつた理由については不明です。

答 契約書はありませんが、平成10年6月に自主占有をする旨の内容証明郵便を送付しております。藤岡市に承継されることがあります。

今後も、問題点を整理しき続き委員会で審査を行っていきます。

〔寒山拾得像等に関する
調査特別委員会〕

委員長
吉針冬野中内岩隅田
田谷木口澤田崎川
達賢一 秀裕和徳
哉一俊靖平子則一

議会中継をご覧ください

藤岡市議会では、市民に開かれた議会を目指し、インターネットによる録画配信を行っています。

藤岡市議会のホームページから、議会中継を見ることができます。

現在、インターネットで配信されている映像は、今号掲載分までの一般質問の様子です。ぜひ、ご覧ください。

◆◆◆市民の皆さんのご意見をお待ちしています◆◆◆

藤岡市議会では、市民の皆さんのが議会をより身近に感じられる議会だよりを目指し、日々取り組んであります。

今後、さらに市民の皆さんのが声を紙面づくりに反映していくため、本紙をお読みになったご感想・ご意見等をお寄せください。

■宛先 藤岡市議会事務局

〒375-8601 藤岡市中栗須327番地 TEL 0274(40)2377 FAX 0274(22)5829
Email gikai@city.fujioka.gunma.jp



経済建設常任委員会所管調査

調査日 ● 令和2年10月7日(水)

北部環状線について

北部環状線は、都市間の移動・物流強化の基盤整備により、工業誘致の促進など産業振興に寄与し、また、市街地の交通混雑の緩和、地域の利便性向上を目的として計画されました。事業認可は平成23年度から令和4年度までとなつており、2年後には供用開始予定と定めています。この事業について調査及び現地確認を行いました。



北部環状線現地確認

土と火の里公園について

しかし、まだ用地交渉を行う部分もあるとのことで、十分な説明を行いたいながら進めることを求めています。早期の開通と市民の方に迷惑の掛からないよう配慮した工事の施工を期待いたします。

土と火の里公園は、平成30年度より市直営による運営が行われておりますが、今年度、指定管理者を募集したことから、その応募状況と今後の運営方針等について、また、新型コロナウイルス感染症の影響について調査および現地確認を行いました。



土と火の里公園で概要説明

編集後記

れるところです。しかし、担当職員のアイデアと努力でイベントや営業を行ない、経営の改善を図つておりました。

今後は、市内の施設や観光地と協力して観光客を呼び込む動線を描くことが必要と考えます。山の南には、三波川の冬桜や三波石峠、下久保ダム等があることから、それらを総合的に考え、観光産業の充実を期待します。

令和3年最初の議会では、依然感染拡大がようしくお願ひ致します。令和2年12月定例市議会では、依然感染拡大が続く新型コロナウイルスに對して、感染症患者等の人権の擁護に関する条例を全会一致で可決しました。また、一般質問では7名の議員が活発な質疑応答を行いました。議会だよりは議会活動を伝え、市民とのコミュニケーションを取つて、議会では、第三者機関に議会だよりのクリニックを依頼し診断して頂きました。読みたくなる議会だより作成の糧になればと考えております。

土と火の里公園は新型コロナウイルス感染拡大の影響で3月から5月は休園しております。入場者は例年より低い入場者数であります。この状況であります。この事業によって事業が進み、令和4年度から供用開始予定となつてあります。この事業により、北部環状線は令和2年要地方道藤岡本庄線の渋滞が緩和され、市内線の渋滞が充実し、地域活性化が期待できます。

委員長	針谷 賢一	副委員長	野口 関	委員	木山 丸	委員	橋本 俊一	委員	冬木 一	委員	吉田 達哉	委員	吉田 徳哉	委員	吉田 哉哉
大久保 青樹	中澤 秀行	澤田 幸城	茂樹 靖	茂樹 靖	和樹 隆	和樹 隆	和樹 隆	和樹 隆	和樹 隆	和樹 隆	和樹 隆	和樹 隆	和樹 隆	和樹 隆	和樹 隆

議会だより編集委員会

このような状況の中、指定期間者の募集を行つたが応募者はなく、今後の施設の指向性が心配さ